

黄色い受給者証(公費番号82)をお持ちの方の助成範囲、注意点

保険適用の一部負担金から高額療養費、附加給付、他法負担分等を控除した額を助成。

【対象となるもの】

- ・保険診療による一部負担
- ・治療用装具(医師が必要と認めた装具で、加入している保険の療養給付後の一部負担金)

【対象とならないもの】

- ・保険外診療、自己負担分(例:予防接種・健康診断・おむつ代・個室料・物品代)
- ・診断書、証明書などにかかった文書料・手数料

目安として、消費税がかかるものは対象になりません。

【保険診療分であっても重度医療費助成の対象としないもの】

- ① 精神病床への入院費(ただし、埼玉県後期高齢者医療広域連合の障がい認定を受けている場合は助成対象)
- ② 学校等の管理下における病気やけがで、日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の対象となるもの。
- ③ 各種医療保険から高額療養費・附加給付金として支給されるもの(助成額から控除)

【社会保険に加入されている方へのご案内】

社会保険に加入されている方について、月の一部負担金額が21,000円を超えた場合、加入している医療保険者から高額療養費、附加給付等が給付される可能性があるため、現物給付は利用できません。その場合、償還払いによる請求をしていただく必要があります。高額療養費、附加給付等が発生する場合は、加入している医療保険者からの支払決定通知書等と医療機関等の窓口で支払った際の領収書を併せて、障害福祉課に請求してください。最終的な自己負担金額を支給します。

※ 医療保険者からの金額が確定するのは、診療月から3・4か月以上経過した後になります。

(高額療養費等の該当の有無、申請方法等は加入している保険組合等にご確認ください)

※ 越谷市の国保または後期高齢者医療制度に加入されている方は、手続きは不要です。